

双葉第三町内会

会 則

(細則 ・ 規定 ・ 規約)

双葉第三町内会会則

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務所)

この会は、札幌市北区新琴似西連合町内会双葉第三町内会といい、事務所を会長宅に置く。

第2条 (目 的)

この会は、会員相互の親睦と福祉を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地域内の環境整備に関する事項。
- 2 防犯、防火防災に関する事項。
- 3 会員相互の親睦に関する事項。
- 4 地域福祉の増進に関する事項。
- 5 青少年の育成指導に関する事項。
- 6 その他目的達成に必要な事項。

第2章 組 織

第4条 (区 域)

この会は、新琴似8・9条14・15丁目で安春川の以東に居住し、この会の主旨に賛同した者をもって組織する。

第3章 役 員

第5条 この会に、次の役員を置く。

1	会 長	1名	副 会 長	若干名
2	総務部長	1名	同副部長	若干名
3	会計部長	1名	同副部長	若干名
4	社会部長	1名	同副部長	若干名
5	福祉部長	1名	同副部長	若干名
6	文化部長	1名	同副部長	若干名
7	施設部長	1名	同副部長	若干名
8	女性部長	1名	同副部長	若干名
9	監 事	2名		

第6条 (役員の選出)

役員会議にて、役員候補を選出し本人の了承を得て総会に提案し決定する ※

第7条（役員の任務）

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。
- 3 部長は部門の企画・執行に当たる。
- 4 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その代理をする。
- 5 監事は会務並びに会計を監査する。

第8条（各部門の分掌）

- 1 総務部 会議・議案の企画・処理・記録・渉外・連絡調整・庶務・その他各部に属さない事項。
- 2 会計部 会費の徴収・経費の支出・予算決算・その他会計事務に関する事項。
- 3 社会部 防犯・防火防災（「防災運営要綱」業務の統轄を含む）・地域環境の整備・交通安全に関する事項。
- 4 福祉部 地域福祉の推進に関する事項。
- 5 文化部 保健衛生・レクリエーション等に関する事項。
- 6 施設部 道路の補修・街灯の設置と補修・除排雪に関する事項。
- 7 女性部 青少年の育成指導・女性の研修旅行・地域ボランティアに関する事項。
なお、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

第9条（班 長）

この地域を幾つかの班に分け、各班に班長 1 名・副班長 1 名を選出し業務に当たる。

- 1 班長は役員に協力し、班内の連絡並びに会の必要な業務に当たる。
- 2 副班長は班長を補佐し、班長事故あるときはこれを代理する。

第10条（役員の任期）

役員の任期は、2 年とし再任は妨げない、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第11条（総 会）

- 1 総会は会長が招集する。定期総会は毎年 4 月に開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 会員の 5 分の 2 以上の要求があった場合、会長は速やかに臨時総会を開かなければならない。
- 3 議長は、その都度会員の中より選出する。
- 4 付議する事項は、次の通りとする。
 - (1) 会則及び細則・規約・規定。
 - (2) 決算。
 - (3) 事業計画及び予算。

- (4) 役員の選出。
- (5) その他重要事項。

第 12 条 (役員会)

役員会は、総会の主旨に基づき事業執行のため協議を行う。

第 13 条 (班長会議)

班長会議は、必要に応じて会長が召集する。この会議は本会の中間執行機関であり、出席は各役員と班長とする。

ただし、班長事故あるときは副班長が代理する。

第 14 条 (会議の構成)

総会及び各種の会議は、その構成の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
この場合委任状の数も参入する。

第 5 章 経 費

第15条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

- 1 会費は、会員 1 世帯月額 550 円とする。

準会員は月額 350 円とする。

準会員の認定は、ひとり親家庭・賃貸住宅に入居する独身者、
賃貸住宅に入居する独居世帯等、上記のほか経済的事由により
会長が準会員と認めた世帯。 ※

- 2 臨時に支出を必要とする事態が発生した場合、総会の決議を得て徴収する。
- 3 会費は毎月 1 日から 5 日までの間に、班長が取りまとめて会計に納入する。

第16条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 顧問・参与・相談役

第17条 この会に顧問・参与・相談役を置くことができる。前項の顧問・参与・相談役は
総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第 18 条 この細則・規定・規約は別に定める。

第 19 条 (附 則)

- 1 この会則は、昭和 55 年 4 月 27 日から施行する。
- 2 昭和 57 年 4 月 22 日一部改正。
- 3 昭和 59 年 4 月 8 日一部改正。
- 4 平成 7 年 4 月 16 日一部改正。
- 5 平成 10 年 4 月 19 日一部改正。
- 6 平成 12 年 4 月 12 日一部改正。
- 7 平成 15 年 4 月 19 日一部改正。
- 8 平成 16 年 4 月 25 日一部改正。
- 9 平成 20 年 4 月 20 日一部改正。
- 10 平成 23 年 4 月 24 日一部改正。
- 11 平成 24 年 4 月 28 日一部改正。
- 12 平成 25 年 4 月 21 日一部改正。
- 13 令和 4 年 4 月 23 日一部改正。(※)

細則・規定・規約

第1条（旅費・行動費規定）

- 1 役員旅費 本会の会務執行のために要した費用は、次の基準により支給する。
 - (1) 交通費 バス代・タクシー代(緊急時・その他急を要する用務)等は実費支給する。
 - (2) 日 当 食事代1,000円(用務が午前から午後にあたる場合と、午後から夜間にあたる場合)支給する。
- 2 役員行動費 (通信費を含む)町内会用務に係わる連絡行動費として、次の規定により行動費用を支給する。
 - (1) 会 長 月 額 2,000円
 - (2) 副会長・各部長及び総務副部長 月 額 1,000円
 - (3) 総務部をのぞく各副部長及び監事 月 額 500円

第2条（弔慰金・見舞金規定）

- 1 会員等に対する弔慰金
 - (1) 世帯主及び配偶者の死亡 10,000円
 - 同居家族の死亡 5,000円 ※
 - (2) 火災見舞金 10,000円

前記(1)の事態が生じた場合は、当該班内で協力援助することとし、その処置にあたり、町内会長に連絡し対応について相談する。
- 2 役員等に対する弔意
 - (1) 町内会の現職役員が死亡したときは、花輪を贈る。
 - (2) 退職した役員で長期(4期以上)にわたり町内会の運営に功労のあった者が死亡したときは、花輪を贈る。

第3条（町内会未加入者に対する加入要請）

町内会の区域に居住する全ての世帯は、ゴミステーション等環境整備費・除雪費等は受益者負担の性質を有するので、未加入者に対し最小限月額350円納めて頂く事を要請し、当該限定加入者を賛助会員として加入促進に繋げる

本会は、会員と賛助会員でより良い生活環境と社会関係を共同で作り上げていくことを本旨とする。 ※